

ひとり親家庭のために

父子・母子家庭などひとり親で育児をされている方に対する支援があります。各制度によって対象が異なる場合がありますので、手続き漏れないようにしましょう。制度についての詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成

健康づくり福祉課 ☎ 0879-82-7038

ひとり親の保護者とお子さまは、医療費が助成されます。

* 所得制限があります。

児童扶養手当

健康づくり福祉課 ☎ 0879-82-7038

父子・母子家庭などの保護者に支給される手当です。18歳になった後の最初の3月31日までのお子さまを扶養している養育者に支給されます。

* 所得制限があります。

母子父子寡婦福祉資金の貸付事業

香川県小豆総合事務所 ☎ 0879-62-1373
健康づくり福祉課 ☎ 0879-82-7038

ひとり親家庭の親などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童および寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、修学資金など必要な貸付を行います。

* 寡婦は、配偶者と死別・離婚した女性のことで、かつお子さまを扶養していたことのある方です。
現在のお子さまの有無に関わりません。

小豆島町準要保護児童・生徒援助費補助金

こども教育課
☎ 0879-82-7014

経済的な理由により、就学困難と認められる児童および生徒の保護者（町内に住所を有する）に対して、学用品費や修学旅行費の一部を援助する制度があります。

母子家庭等自立支援給付金事業

香川県小豆総合事務所 ☎ 0879-62-1373

ひとり親家庭の親に対し、就業に結びつきやすい技術を身につけるための通信教育や養成機関への通学、資格取得のための1年以上の修業など、能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的にした給付金です。